

令和5年度 飯塚市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針

令和5年4月1日

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(通称:障害者優先調達推進法)第9条に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品および役務の調達の推進を図るための方針を策定し、本市における障がい者優先調達の一層の推進を図る。

2 方針の対象範囲

この方針は、飯塚市の全組織を対象とする。

3 調達の対象となる施設

調達の対象となる障がい者就労施設等は、障害者の日常生活及び社会生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく事業所・施設のうち、物品等の調達が可能な施設とする。

4 調達する物品等

障がい者就労施設等から調達する物品等は、次のとおりとする。

区分	品名	用途、使用例
物品	菓子、加工食品等、野菜、小物雑貨等	記念品・景品
	弁当	昼食弁当
	封筒、ハガキ、事務用品等	事務用品
役務	草刈	施設・公園内草刈
	清掃	施設内外清掃
	印刷	ポスター、チラシ、冊子
	情報処理・テープ起こし	
	クリーニング、リネンサプライ	
	飲食店等の運営、その他の作業	

5 令和5年度調達目標

本市の令和5年度調達目標は、下記のとおり調達目標額を設定し、物品等の調達の推進に努めるものとする。

物品	1,113,000円
役務	7,032,000円
合計	8,145,000円

6 調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、府議等において、調達方針や目標を報告し、全庁的な取組として推進する。
- (2) 障がい者就労施設等からの提供可能な物品等及び各部署が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに、各部署に対し障がい者就労施設等への優先調達を依頼する。
- (3) 障がい者就労施設等への優先調達にあたっては、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食(弁当)の活用など発注可能な物品等を各部署において十分に検討する。なお、仕様や納期については、可能な限り、障がい者就労施設等の特性に配慮するものとする。
- (4) 障がい者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、地元施設を優先させるものとする。

7 調達実績の公表

この方針に基づき本年度に調達する物品等の実績については、年度の終了後、概要を取りまとめ、市ホームページ等を通じて公表するものとする。

8 進行管理等

- (1) 年度途中での調達状況の把握等の進行管理を行い、各部署に対し調達を促すとともに、次年度の調達方針に反映していく。
- (2) 飯塚市障がい者施策推進協議会において、前年度実績の報告及び意見等の集約を行い、次年度の調達方針に反映していく。

9 担当窓口

この調達方針の担当窓口は、福祉部社会・障がい者福祉課とする。

10 その他の事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく障がい者就労施設等との随意契約の積極的な活用を検討する。ただし、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づいて設置されたシルバー人材センター等にも十分に配慮しながら、障がい者就労施設等からの物品等の調達を進めるものとする。
- (2) 市と業務委託契約（指定管理者制度による施設管理運営業を含む。）を締結している相手方や補助金等の交付先に対し、障がい者就労施設等からの調達に関する理解と協力を求める。